

仙北市定住促進奨励金について!

仙北市では、5年以上市外に在住していた方が、5年以上の定住を目的に、市内で新規に宅地や家屋を取得した場合、仙北市定住促進奨励金を交付します。

交付額は、当該年度に支払った宅地及び家屋の年間固定資産税額とし、新たに固定資産税が課税される年度から3年間交付されます。

手続きの流れは次のようになります。

◇交付までのイメージ

(例)

5年間、東京に住んでいたAさんの場合。

仙北市に定住するため、空き家を取得し住民登録しました。

【平成21年度】

平成21年5月 Aさん、仙北市内の空き家を現地視察

6月 家屋と土地を取得

平成22年1月 平成22年度の固定資産税が課税

【平成22年度】

平成22年5月 Aさんへ平成22年度固定資産税の納税通知

6月 Aさん、固定資産税を納付

Aさん、定住促進奨励金交付申請

市で審査後、Aさんへ交付決定通知書を送付

Aさん、定住促進奨励金交付請求

7月 市で固定資産税の納付を確認、交付手続き開始

Aさんへ奨励金を交付



◇奨励金の交付を受ける場合、次の書類が必要です

- ・定住促進奨励金交付申請書
- ・納税証明書
- ・住民票謄本
- ・土地および家屋の所有権が確認できる書類
- ・確約書

◇問合せ先

仙北市重点プロジェクト推進室

TEL 0187(43) 1241 FAX 0187(43) 1300